

議案第 6 7 号

債権の放棄について

次のとおり債権を放棄することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定により、議会の議決を求める。

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 債権の内容 | 学校給食法（昭和 2 9 年法律第 1 6 0 号）第 1 1 条第 2 項に基づき保護者が負担する学校給食に要する経費 |
| 2 | 債権の金額 | 8, 0 0 9, 2 3 1 円 |
| 3 | 債 務 者 | 1 3 0 人 |
| 4 | 放棄の理由 | 債権の発生から相当の期間が経過し、債務者からの回収が不能と判断するため。 |

令和 8 年 8 月 2 5 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄